

令和元年9月18日

会員各位

岐阜県行政書士会業務部
農林部会長 西尾 友宏



農地転用許可申請時に使用する委任状様式について（周知）

見出しの件について、会員の方より下記の通り照会を賜りましたので、以下の通り周知させていただきます。

記

- 照会 農地転用許可申請時に添付する委任状については、現在岐阜県行政書士会のHP上よりダウンロード可能な様式（別添）を使用すべきか。
- 回答 本様式は別紙の通達（事務連絡）（※平成15年1月22日付）に基づき、当時の県の御担当者、岐阜県農業会議の御担当者、岐阜県行政書士会の三者協議をもって作成された経緯があり、内容改定の必要がある場合には、行政書士会単独にて変更する事はできない事、また、現在の所改正しなければならないほどの運用上の不都合がない事から、現在の様式の使用をお願い致します。

※ 尚、岐阜市・大垣市及び可児市に於いては、農林水産大臣から指定市町村の指定を受けて、それぞれの市において農地転用許可を行っておりますので、委任状の様式については、各市の窓口の指導に従うようお願い致します。

以上

委任状

代理人（受任者） 行政書士 ○ ○ ○ ○
登録番号 ○○○○○○
事務所 ○○市○○町○○

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

委任事項

- 1、後記記載土地の農地法第 条の規定による許可申請に関する一切の権限。

申請土地の表示

所在地番	地目	地積㎡	所有者	転用目的

平成 年 月 日

委任者（土地所有者）

住所

氏名

印

委任者（譲受人・賃借人・借人）

住所

氏名

印

私は、上記委任に基づき作成して提出される農地法第 条の許可申請書について、記載された内容を了解して、その内容に従って事業を行うことを確認します。

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

（譲受人）住所

氏名

印

事務連絡
平成15年1月22日

沖縄総合事務局農林水産部農政課長
 各地方農政局生産経営部構造改善課長
 各地方農政局農村計画部農村振興課長
 北海道農政部農地調整課長

}

様

農林水産省経営局構造改善課課長補佐 (農地調整班担当)
 農村振興局農村政策課課長補佐 (農地転用班担当)

行政書士等の代理人による農地法の許可申請手続について

振記については、下記のとおり取り扱うことが適当であるので、お知らせします。
 なお、貴職管内各都府県に対しては、貴職から下記の内容について通知をお願いします
 とともに、農業委員会に対しては都府県から通知して頂くよう依頼方お願いします。
 おって、この取扱いについては、日本行政書士会連合会と調整済みであることを申し添
 えます。

記

1 農地法第3条、第4条及び第5条では、農地等の権利を取得しようとする者等（法第
 4条許可の場合は転用の事業を行おうとする者。以下「譲受人等」という。）が許可申
 請の内容に従って耕作若しくは養畜の事業又は転用の事業（以下、「申請に係る事業」
 という。）を行うことを前提としており、許可の判断は申請書に記載された内容等を審
 査して行われる。

また、転用許可に際しては、「申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供す
 ること」とする条件を付すこととしている。

このようなことから、農地法の許可申請は、本来、申請に係る事業を行う意思を有す
 る譲受人等が申請すべきものである。

なお、行政書士等が行う代理申請は、あくまで許可申請の手続を代理して行うもので
 あって、申請に係る事業を行う意思までを代理するものではない。

2 このため、申請行為者（代理人）と申請に係る事業を行う者（譲受人等）が異なるこ
 ととなる代理申請については、許可の審査に当たり、譲受人等が確実に申請に係る事業
 を行うことについての意思を確認しておく必要がある。

従って、代理申請については、代理申請であることの確認及び譲受人等が申請に係る
 事業を実施する意思の確認として、次の書類の提出を求めるものとする。

- ① 譲受人等が代理人に申請手続を委任する旨の委任状
- ② 譲受人等が、代理人が作成した申請書の内容を了解した上で、その内容に従って申
 請に係る事業を行う旨の確認書
- ③ 審査の過程で事業計画等の申請内容に変更が生じた場合には、更に、②に準じた確
 認書